

国家外貨管理局 「税関特別監督管理区域外貨管理弁法」を公布

トランザクションバンキング部
中国調査室

2013年5月3日付で、国家外貨管理局はHP上で、「税関特別監督管理区域外貨管理弁法」(匯発[2013]15号、以下「弁法」と略称)を公布し、2013年6月1日より施行することを発表しました。

本弁法は、2012年10月に国務院が公表した「税関特別監督管理区域の科学的な発展を促進することに関する指導意見」(国発[2012]58号)¹に基づき、従来の「保税監督管理区域外貨管理弁法」(匯発[2007]52号)を全面的に更新したものです。本弁法の施行日より、以下の法規が同時に廃止されます。

文号	法規
匯発[2007]52号	国家外貨管理局「保税監督管理区域外貨管理弁法」の印刷公布に関する通知
匯綜発[2007]166号	国家外貨管理局綜合司「保税監督管理区域外貨管理弁法操作規定」の印刷交布に関する通知
匯復[2002]261号	国家外貨管理局上海ダイヤモンド取引所外貨管理関連問題に関する回答
匯復[2000]316号	「上海ダイヤモンド取引所外貨管理暫定弁法」に関する回答

以下、弁法の主な内容をご紹介します。

➤ 本弁法の適用対象

「弁法」は、税関特別監督管理区域(以下「区内」と略)に加え、保税物流センター(A、B型)、およびダイヤモンド取引所等にも参照適用されます。

適用対象	
税関特別監督管理区域	保税区、輸出加工区、保税物流園区、クロスボーダー工業区、保税港区、総合保税区等、税関が封鎖監督管理を実行している特定地域
その他	保税物流センター(A、B型)、輸出監督管理倉庫、保税倉庫、ダイヤモンド取引所

➤ 区内外の外貨管理の原則を統一

¹国発[2012]58号の解説及び対訳については、当行実務制度ニュースレターNo.57(2012.11.12)をご参照ください。

「弁法」では、国家外貨管理局による別途規定がある場合を除き、区内機構の外貨収支は域内税関特別監督管理区域外(以下、「域内区外」と略)の外貨管理規定に基づき処理すると明記しており、区内の外貨管理制度を、域内区外の外貨管理制度の原則と平仄を合わせる形となっています。

➤ 貨物流と資金流に不一致が生じる取引の取扱い

区内機構が手掛ける貨物流と資金流に不一致が生じる取引については、「弁法」の施行により、「保税監督管理区域外貨管理弁法」(匯発[2007]52号)、同操作規程(匯綜発[2007]166号)において定められていた詳細な各種規定が廃止され、銀行が規定に基づき取引エビデンスの真実性およびその外貨収支の一致性に対して合理的な審査を行うこととなります。

➤ 貿易取引の建値

区内企業・機関と域内区外間、および区内機構間の各種貿易取引の建値については、従来の「保税監督管理区域外貨管理弁法」(匯発[2007]52号)の規定と同じで、詳細に以下のように定められました。

取引種類		建値
区内と域内区外	貨物貿易取引	人民元、或いは外貨
	サービス貿易取引	人民元
区内機構間の取引		人民元、或いは外貨
区内行政機構の各規定費用		人民元

➤ 国際収支統計申告

「弁法」では、区内と域外間の資金収支について、従来同様、国際収支統計申告を実施しなければならないと定めていますが、区内と域内区外、および区内機構間の資金収支については、区内機構、域内区外機構は、規定に基づき域内入出金エビデンスを記入・報告しなければならないと追加しました。

資金収支種類	手続
区内と域外間	国際収支統計申告
区内と域内区外、および区内機構間	域内入出金エビデンスを記入・報告

昨年10月に公布された国発[2012]58号において、各種税関特別監督管理区域を整合していく方針が示されており、今回の「弁法」は、この方針に基づく外貨管理面での具体策と考えられます。

今後、区内企業の外貨取引は、本弁法により一括管理されることとなりますが、区内企業の外貨収支管理は、原則として区外企業の外貨管理関連規定に基づき処理されると明記されており、取引内容によっては、提出すべきエビデンス等の簡素化に繋がる可能性も考えられます。

但し、「弁法」自体、その内容は区内外貨管理の概念を明記するに留まっており、追って公布が予想される実施細則も含め、引き続き関連動向に注目して参ります。

以上

以下は規定の原文と日本語訳です。

中国語原文	日本語仮訳
<p style="text-align: center;">国家外汇管理局 关于印发《海关特殊监管区域外汇管理办法》 的通知 汇发[2013]15号</p> <p>国家外汇管理局各省、自治区、直辖市分局、外汇管理部，深圳、大连、青岛、厦门、宁波市分局：</p> <p>为完善海关特殊监管区域外汇管理，促进海关特殊监管区域科学发展，根据《中华人民共和国外汇管理条例》、《国务院关于促进海关特殊监管区域科学发展的指导意见》（国发[2012]58号）等，国家外汇管理局对《保税监管区域外汇管理办法》（汇发[2007]52号）进行全面修订，形成《海关特殊监管区域外汇管理办法》。现印发你们，请贯彻执行。执行中如遇问题，请及时向国家外汇管理局反馈。</p> <p>联系人：刘宏玉 孟德胜 电 话：010-68402129 010-68402113</p> <p>附件：海关特殊监管区域外汇管理办法</p> <p style="text-align: right;">国家外汇管理局 2013年4月23日</p> <p>附件</p> <p style="text-align: center;">海关特殊监管区域外汇管理办法</p> <p>第一条</p> <p>为完善海关特殊监管区域外汇管理，促进海关特殊监管区域健康发展，根据《中华人民共和国外汇管理条例》、《国务院关于促进海关特殊监管区域科学发展的指导意见》（国发[2012]58号）及其他相关法律、法规，制定本办法。</p>	<p style="text-align: center;">国家外貨管理局 「税関特別監督管理区域外貨管理弁法」の印刷 公布に関する通知 匯発[2013]15号</p> <p>国家外貨管理局各省、自治区、直辖市分局、外貨管理部、深圳、大連、青島、アモイ、寧波市分局：</p> <p>税関特別監督管理区域の外貨管理を整備し、税関特別監督管理区域の科学的發展を促進するため、「中華人民共和国外貨管理条例」、「国务院税関特別監督管理区域の科学的發展促進に関する指導意見」（国発[2012]58号）等に基づき、国家外貨管理局は「保税監督管理区域外貨管理弁法」（匯発[2007]52号）に対して全面的な修正を行い、「税関特別監督管理区域外貨管理弁法」を制定した。執行において問題がある場合には、遅滞無く国家外貨管理局にフィードバックのこと。</p> <p>連絡人：劉宏玉 孟德勝 電話 ：010-68402129 010-68402113</p> <p>添付：税関特別監督管理区域外貨管理弁法</p> <p style="text-align: right;">国家外貨管理局 2013年4月23日</p> <p>添付</p> <p style="text-align: center;">税関特別監督管理区域外貨管理弁法</p> <p>第一条</p> <p>税関特別監督管理区域の外貨管理を整備し、税関監督管理区域の健全な發展を促進するため、「中華人民共和国外貨管理条例」、「国务院税関特別監督管理区域の科学的發展促進に関する指導意見」（国発[2012]58号）およびその他の関連する法律、法規に基づき、本弁法を制定する。</p>

<p>第二条 本办法所称海关特殊监管区域（以下简称区内）包括保税区、出口加工区、保税物流园区、跨境工业区、保税港区、综合保税区等海关实行封闭监管的特定区域。</p> <p>第三条 国家外汇管理局及其分支机构（以下简称外汇局）依法对区内机构收汇、付汇、购汇、结汇及外汇账户等（以下简称外汇收支）实施监督和管理。区内机构包括区内行政管理机关、事业单位、企业及其他经济组织等。</p> <p>第四条 除国家外汇管理局另有规定外，区内机构外汇收支按照境内海关特殊监管区域外（以下简称境内区外）的外汇管理规定办理。</p> <p>第五条 区内与境内区外之间货物贸易项下交易，可以以人民币或外币计价结算；服务贸易项下交易应当以人民币计价结算。区内机构之间的交易，可以以人民币或外币计价结算；区内行政管理机构的各项规费应当以人民币计价结算。</p> <p>第六条 区内机构采取货物流与资金流不对应的交易方式时，外汇收支应当具有真实、合法的交易基础。银行应当按规定对交易单证的真实性及其与外汇收支的一致性进行合理审查。</p>	<p>第二条 本弁法で言うところの税関特別監督管理区域（以下、区内と略）は、保税区、輸出加工区、保税物流園区、クロスボーダー工業区、保税港区、総合保税区等、税関が封鎖監督管理を実行している特定地域を含む。</p> <p>第三条 国家外貨管理局およびその分支機構（以下、外管局と略）は、法に基づき区内機構の外貨受取、外貨支払、外貨購入、外貨売却および外貨口座等（以下、外貨収支と略）に対して監督および管理を実施する。区内機構は、区内行政管理機関、事業単位、企業、およびその他の経済組織等を含む。</p> <p>第四条 国家外貨管理局に別途規定がある場合を除き、区内機構の外貨収支は域内税関特別監督管理区域外（以下、域内区外と略）の外貨管理規定に基づき処理する。</p> <p>第五条 区内と域内区外間の貨物貿易取引については、人民元或いは外貨を建値として決済することができる。サービス貿易取引は、人民元建てで決済しなければならない。区内機構間の取引は、人民元或いは外貨を建値として決済することができる。区内行政機構の各規定費用は、人民元建てで決済しなければならない。</p> <p>第六条 区内機構が、貨物と資金のフローが一致しない取引方式を採用する場合、外貨収支は真実、合法的な取引ベースを具備していなければならない。銀行は規定に基づき取引エビデンスの真実性およびその外貨収支の一致性に対して合理的な審査を行わなければならない。</p>
--	---

<p>第七条 区内与境外之间的资金收付，区内机构应当按规定进行国际收支统计申报；区内与境内区外，以及区内机构之间的资金收付，区内机构、境内区外机构应当按规定填报境内收付款凭证。</p>	<p>第七条 区内と域外間の資金収支について、区内機構は規定に基づき国際収支統計申告を行わなければならない。区内と域内区外、および区内機構間の資金収支については、区内機構、域内区外機構は規定に基づき域内入出金エビデンスを記入報告しなければならない。</p>
<p>第八条 外汇局依法对银行和区内机构的外汇收支进行统计监测，对存在异常或者可疑的情况进行核查或检查。</p>	<p>第八条 外管局は法に基づき銀行および区内機構の外貨収支に対して統計監督モニタリングを実施し、異常や疑いのある状況に対して照合或いは検査を実施する。</p>
<p>第九条 保税物流中心（A、B型）、出口监管仓库、保税仓库、钻石交易所等参照适用本办法。</p>	<p>第九条 保税物流センター（A、B型）、輸出監督管理倉庫、保税倉庫、ダイヤモンド取引所等は本弁法を参照適用する。</p>
<p>第十条 违反本办法规定办理外汇收支的，外汇局依据《中华人民共和国外汇管理条例》及相关规定予以处罚。</p>	<p>第十条 本弁法に違反して処理された外貨収支について、外管局は「中華人民共和国外貨管理条例」および関連規定に基づき処罰する。</p>
<p>第十一条 本办法由国家外汇管理局负责解释。</p>	<p>第十一条 本弁法は国家外貨管理局が解釈の責を負う。</p>
<p>第十二条 本办法自2013年6月1日起施行。《国家外汇管理局关于印发〈保税监管区域外汇管理办法〉的通知》（汇发[2007]52号）、《国家外汇管理局综合司关于印发〈保税监管区域外汇管理办法操作规程〉的通知》（汇综发[2007]166号）、《国家外汇管理局关于上海钻石交易所外汇管理有关问题的批复》（汇复[2002]261号）、《关于〈上海钻石交易所外汇管理暂行办法〉的批复》（汇复[2000]316号）同时废止。</p>	<p>第十二条 本弁法は2013年6月1日より施行する。「国家外貨管理局『保税監督管理区域外貨管理弁法』の印刷公布に関する通知」（匯発[2007]52号）、「国家外貨管理局綜合司『保税監督管理区域外貨管理弁法操作規定』の印刷交布に関する通知」（匯綜発[2007]166号）、「国家外貨管理局上海ダイヤモンド取引所外貨管理関連問題に関する回答」（匯復[2002]261号）、「『上海ダイヤモンド取引所外貨管理暫定弁法』に関する回答」（匯復[2000]316号）は同時に廃止する。</p>

- ☞ 当資料は情報提供のみを目的として作成されたものであり、何らかの行動を勧誘するものではありません。ご利用に関しては全てお客様御自身でご判断くださいますよう、宜しくお願い申し上げます。当資料は信頼できると思われる情報に基づいて作成されていますが、本店はその正確性を保証するものではありません。内容は予告なしに変更することがありますので、予めご了承下さい。
- ☞ 当資料は銀行の関連業務に係わるフロー案内ではなく、具体的な銀行の関連業務手続等についてお取扱銀行までお問い合わせください。
- ☞ 当資料は著作物であり、著作権法により保護されております。全文または一部を転載する場合は出所を明記してください。

三菱東京 UFJ 銀行 (中国) 有限公司 トランザクションバンキング部 中国調査室

北京：北京市朝陽区東三環北路5号北京發展大厦4階 照会先：石洪 TEL010-6590-8888 ext.214
邢燕燕 TEL010-6590-8888 ext.233
上海：上海市浦東新区陸家嘴環路1233号匯亜大厦22階 照会先：張亜秋 TEL021-6888-1666 ext.4250
丁海聡 TEL021-6888-1666 ext.4255